

条件① 定員：10名、営業日：月～金、サービス提供時間：9：00～17：00

職種	月	火	水	木	金	土	日	合計
管理者兼児発管	8	8	8	8	8	-	-	40
保育士①	8	8	8	8	8	-	-	40
児童指導員	8	8	8	8	8	-	-	40
利用者の数	10	10	11	11	10			
必要な児童指導員等の数	2	2	3	3	2			

基準人員

→実利用者が11名の場合は、児童指導員等が3名必要。人員基準を満たしていません。
サービス提供職員欠如減算に該当する可能性あり。

条件② 定員：10名、営業日：月～金、サービス提供時間：9：00～17：00

職種	月	火	水	木	金	土	日	合計
管理者兼児発管	8	8	8	8	8	-	-	40
保育士①	8	8	8	8	8	-	-	40
児童指導員	8	8	8	8	8	-	-	40
保育士②	8	8	8	8	8	-	-	40
利用者の数	10	10	11	10	10			
必要な児童指導員等の数	2	2	3	2	2			

基準人員

加配対象人員

→実利用者が11名の場合は、児童指導員等が3名必要。

水曜日は加配対象職員(保育士②)が基準人員に含まれるため、その月の児童指導員等加配加算算定不可。

定員遵守が大前提です！

定員超過が常態化する場合は、

利用定員増の指定変更等の手続きが必要です。